

建設工事保険

建設現場のさまざまな
リスクに備えます。





設工事保険は、
工事の円滑な遂行を願う工事関係者の皆様のニーズに応じて



計された保険ですから、



事現場における不測かつ突発的な事故によって生じる
物的損害を幅広く補償し、



業経営をサポートします。

こんな場合に保険金をお支払いします。

工事現場において、保険の対象に生じた次のような損害がお支払いの対象になります。

■お支払い損害例

<p>火災による損害</p> 	<p>落雷による損害</p> 	<p>破裂・爆発による損害</p> 	<p>盗難による損害 (30日を経過しても 気がつかなかった盗難を除きます。)</p> 
<p>台風、せん風、竜巻、暴風などの 風災による損害</p> 	<p>ひょう災による損害</p> 	<p>航空機の墜落、船舶・車両 の衝突などによる損害</p> 	<p>設計、施工、材質または製作の欠陥により生じた損害 (ただし、事故に至らない欠陥の修理、取替、補強に要した費用はお支払いできません。)</p> 
<p>作業員の取扱上の拙劣、過失 により生じた損害</p> 	<p>第三者の加害行為、悪意に より生じた損害</p> 	<p>労働争議または騒じょう により生じた損害</p> 	<p>地盤沈下、地すべりなどにより生じた損害 (水災による土砂崩れ等の損害を除きます。)</p> 

次の損害については、ご希望により保険金支払の対象とすることができます。
この場合には、ご契約の際に所定の割増保険料が必要となります。

水災による損害 …高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ・落石によって生じた損害

第三者に与えた損害 …第三者の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うことにより被る損害

お支払いする保険金

次の3種類の保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

=

損害保険金

+

臨時費用保険金

+

残存物取片づけ
費用保険金

■損害保険金

保険金額を限度に、損害発生直前の状態に復旧するために、直接必要な再築・再取得または修理の費用から自己負担額を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。

$$\text{損害保険金} = \left(\text{復旧費} - \text{自己負担額} \left(\begin{array}{l} 10万円※1。ただし、火災、落雷、破裂、爆発 \\ \text{による損害には適用しません。} \end{array} \right) \right) \times \frac{\text{保険金額}^{※2}}{\text{請負金額}}$$

※1 50万円または100万円に変更することができます（その場合、保険料の割引があります）。自己負担額を変更した場合にも火災、落雷、破裂、爆発による損害には適用しません。

※2 保険金額が請負金額を上回る場合には、損害保険金＝復旧費－自己負担額となります。

■臨時費用保険金

損害保険金の20%に相当する額を、1回の事故について100万円を限度にお支払いします。

$$\text{臨時費用保険金（1事故につき、100万円※限度）} = \text{損害保険金} \times 20\%$$

※別途割増保険料をお支払いいただくことで、200万円限度とすることも可能です（総括契約の場合、割増保険料は不要です。）。

■残存物取片づけ費用保険金

損害保険金の6%に相当する額の範囲内で、残存物の取片づけに必要な費用（解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。）をお支払いします。

$$\text{残存物取片づけ費用保険金（1事故につき、損害保険金} \times 6\% \text{※が限度）} = \text{実費}$$

※別途割増保険料をお支払いいただくことで、10%とすることも可能です（総括契約の場合、割増保険料は不要です。）。

お支払いの対象とならない主な損害

- ① 保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）もしくはこれらの方の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- ② 風、雨、ひょう、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたは漏入による損害（風災またはひょう災によって建物が直接破損した場合を除きます。）
- ③ 寒気、霜、氷（ひょうを除きます。）または雪による損害（雪災危険補償特約により、豪雪、なだれなどの雪災に限って補償することができます。）
- ④ 戦争、革命、暴動などによる損害
- ⑤ 官公庁による差押え、没収または破壊による損害（火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。）
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑦ 核燃料物質などによる損害
- ⑧ 高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ・落石による損害（水災危険補償特約により、補償することができます。）
- ⑨ 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- ⑩ 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- ⑪ 保険の対象が工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害（一部使用による危険補償特約により、補償することができます。）
- ⑫ 工事中仮設材として使用される矢板・杭・H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損・破損の損害または引抜き不能の損害
- ⑬ 保険の対象の性質、欠陥、自然の消耗・劣化
- ⑭ 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- ⑮ 湧水の止水または排水費用
- ⑯ 保険の対象の通常の使用または管理によって生じるすり傷、へこみなど、外観上の損傷または汚損であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

など

ご契約にあたって

対象となる工事

この保険は、ビル、工事建屋、住宅などの建物の建築・改築・改装・修繕を主体とする工事を対象としています。ただし、解体、撤去、分解または取片づけ工事は対象より除外されます。

(注) 土木工事を主体とする工事には土木工事保険を、鋼構造物(例: タンク、橋梁など)の建設を主体とする工事には組立保険をご利用ください。

保険の対象となるもの

工事現場におけるほとんどのものが保険の対象となります。具体的には次のものです。

工事現場から離れた場所に工事用仮設建物や資材の置場などがある場合には、当該工事専用のもに限り保険の対象に含めることができます。お申し込みいただく際、保険契約申込書にその所在地をご記入ください。

1. 工事の目的物

(注1) 3.~5.に掲げる物が対象の工事専用でない場合には、お申し込みいただく際、保険契約申込書にご記入いただくことで、保険の対象に含めることができます。

2. 1.に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工、その他の仮工事の目的物

(注2) 次に掲げる物は、保険の対象には含まれません。

3. 工事用仮設物 (1. 2.の工事のための仮設の電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備)

- 据付機械設備等の工事用仮設備 (据付費および付帯設備工事費を含みます。) および工事用機械・器具・工具ならびにこれらの部品
- 航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
- 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

4. 現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物 およびこれらに収容されている家具、衣類、寝具、事務用具、非常用具 (従業員の私物を除きます。)

(注3) リース物件の取扱い

5. 工事用材料および工事用仮設材

- 工事用仮設物にリース物件がある場合には、リース業者(所有者)を被保険者に含めておく必要があります。被保険者に含めていない場合には、当該リース物件の物的損害は補償されません。

保険期間

保険期間は原則として、工事着手の時から工事の目的物引渡しの時 (引渡しを必要としないときは、工事完成の予定時) までです。ただし、基礎工事を保険の対象から除外する場合は、基礎工事完了の時からのご契約となります。

保険金額 (ご契約金額) の決め方

保険金額は、対象工事の請負金額としていただきます。

【ご注意】 次の場合は請負金額を修正して保険金額としていただきます。

- 発注者の方から材料の支給がある場合

$$\text{保険金額} = \text{請負金額} + \text{支給材料価額}$$

- 解体、撤去、分解または取片づけ工事が含まれている場合

$$\text{保険金額} = \text{請負金額} - \text{解体、撤去、分解または取片づけ工事費}$$

- 基礎工事を保険の対象に含めない場合

$$\text{保険金額} = \text{請負金額} - \text{基礎工事費}$$

- 保険のお申し込みの時点で、請負金額が未定の場合

$$\text{保険金額} = \text{工事の完成に要する費用の合計とし、請負金額の確定後に調整します。}$$

- 保険の期間中に請負金額に変更が生じた場合

$$\text{保険金額} = \text{変更後の請負金額を基に調整します。}$$

※保険金額が正しく設定されていないと、万一の事故の際、十分なお支払いができない場合がありますのでご注意ください。

保険料

保険料は、保険金額、建物の構造、工事現場の所在地、工事期間などをもとに算出いたします。具体的な保険料につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。

建設工事保険 **7**つのポイント

POINT **1**

3種類の保険金でしっかり補償

損害保険金に加えて、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金もあわせてお支払いします。

POINT **2**

保険金は何回でもお支払い

保険金を何回お支払いしても、保険金額は減額されず、ご契約は満期まで継続されます。

POINT **3**

巨大損害への対策を予算化

工事中の事故は、しばしば大災害をもたらし、巨額の損害が発生するおそれがあります。この保険をご利用いただければ、保険料として費用化することができ、当初から予算に組み込むことができます。

POINT **4**

万一の事故をスムーズに解決

万一の事故により工事物件に損害が生じた場合、誰が責任を負担するのか等の争いが生じるおそれがあります。この保険をご利用いただければ、保険金の支払いにより、問題処理の早期解決が期待できます。

POINT **5**

請負契約上の義務に対応

官公庁などの発注工事では、請負契約書上、火災保険その他の保険の契約義務および保険証券の提示義務が課される場合が多くなっていますが、この保険をご契約いただくことにより、火災だけでなく、その他多くの損害がカバーされ、請負契約上の工事の目的物および工事材料への保険の契約義務を履行したことになります。また、ご契約後に保険証券を送付しますので、保険証券の提示義務にも対応できます。

POINT **6**

保険料は損金または必要経費として処理

お支払いいただいた保険料は、損金または必要経費として処理できます。

POINT **7**

保険金額は請負金額で設定

建設工事の出来高は、工事の着工から完成まで順次増加しますが、請負金額を保険金額としてご契約いただけます。



総括契約のおすすめ

充実した補償で手続きは簡単! 安心して工事ができます。

<建設工事保険総括契約に関する特約(着工高方式、通知・精算方式)>

建設会社、工務店、大工さんの協同組合等が建築する建物の工事現場は、各地にわたり数が多く、工事ごと個別に保険契約の手続きをすると手間がかかり、しかも保険契約手続き漏れを生じかねません。この総括契約は、このような不都合を避けるため、保険の対象とするすべての工事に保険を契約すると約定(建設工事保険総括契約に関する特約(着工高方式、通知・精算方式))を行って1年間総括して契約する方式です。

この方式による2つのメリット

1 保険契約手続き漏れの心配がなくなります。

工事ごと個別に保険契約の手続きをする必要がありませんので、保険契約手続き漏れの心配がなくなります。

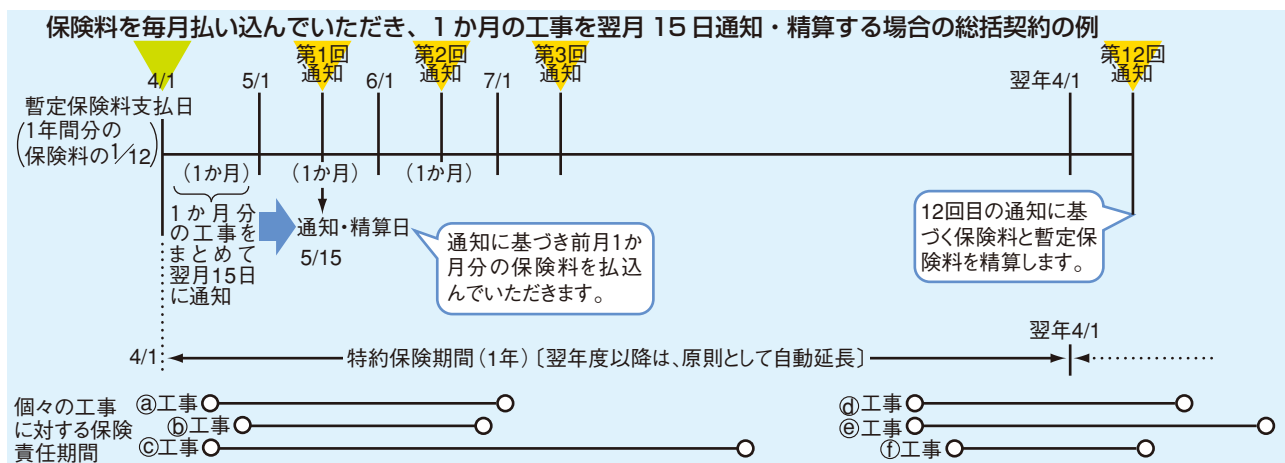
2 保険契約手続きが簡略化され、保険料予算のメドが容易に立ちます。

保険の対象となる工事(その月に着工した建物)の内容を毎月1か月分まとめて通知いただきますので、保険の申し込み手続きが簡略化されます。

対象となる工事

各種の建築工事を対象とします。

例えば ●木造の建物の建築工事 ●鉄骨構造の建物の建築工事 ●鉄筋コンクリート造の建物の建築工事 ●建物の内・外装工事
(注)請負契約金額が30億円を超える工事は総括契約の対象とはなりません。



<建設工事保険総括契約に関する特約(完工高方式、通知・精算不要方式)>

次の条件を全て満たす対象契約に限り、建設工事保険総括契約に関する特約(完工高方式、通知・精算不要方式)を付帯することで工事着工通知および確定精算を不要とすることができます。

(注)この総括契約を解除する場合は確定精算が必要です。

- 前年の工事実績が、国土交通大臣・都道府県知事から発行される経営規模等評価結果通知書・総合評価結果通知書(建築一式工事)または決算書類等により、前年の工事実績が確認できること
- 年間完工高(完成工事高)が5億円以下であること
(注)請負金額が1億円を超える工事は対象とはなりません。

注意

■このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。

■ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をご覧ください。

■保険契約者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくこともあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

■取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約については、共栄火災と直接契約されたものとなります。

■ご契約の際には保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

■保険料をお支払いの際は、共栄火災所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください(口座振替の場合は発行いたしません。)

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種お手続き、保険料のお見積りは、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。

もしも事故が起きたら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」 **0120-044-077** 通話料無料

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先